

香川自治会ホームページ運営管理要領

(目的)

第1 香川自治会ホームページ（以下「ホームページ」という。）は、地域の安全と発展を推進し、会員相互の親睦と生活環境の改善向上を図り、また、自治会活動への理解、支援、参画を求めるために、自治会諸活動の掲載、提供を行っている。本要領は、ホームページの運営管理について必要な事項を定めるものである。

(ホームページ管理責任者及びホームページ運営管理委員会)

第2 ホームページ管理責任者（以下「管理責任者」という。）は自治会長とし、ホームページの運営管理を統括する。

2 管理責任者は、ホームページ運営管理委員会（以下「委員会」という。）を設定して、ホームページの運営管理に当たらせる。

(委員会の設置)

第3 ホームページの運営管理、ホームページに掲載する情報の選定及び調整を行うため、委員会を設置する。

2 委員会は、次の事項を所掌する。

- ① ホームページの予算及び掲載内容・運営管理に関すること
- ② セキュリティに関すること
- ③ 人権尊重及び個人情報の保護に関すること
- ④ 知的所有権に関すること
- ⑤ その他

3 委員会は、自治会会員の中から管理責任者が任命する者をもって構成する。

- ① 委員会には、委員長および数名の委員を置く。
- ② 委員長は、委員会を招集し、委員会を主宰する。

4 委員会は、ホームページのコンテンツ及びシステムの作成・管理を行う業務を、必要に応じてホームページボランティアあるいは外部業者に委託し、これを総括する。

5 委員会は、ホームページの運営状況について自治会役員会において報告する。

(不正侵入及び改ざん等への対応)

第4 管理責任者は、ホームページのセキュリティに留意する。

- ① 管理責任者は、ホームページに対して外部から不正に侵入・改ざん等の攻撃を受けないよう防御、早期発見及び迅速かつ適正な対応を掌握する。
- ② コンピュータウイルスに感染した場合は、対応についての適切な処置を講ずる。

(個人情報・知的所有権への対応)

第5 管理責任者は、ホームページに情報を掲載する場合は個人情報及び人権尊重、著作権、肖像権等の知的所有権を侵害しないように注意する。

- ① 会員の住所や電話番号は原則として公開しない。
- ② 会員の作品、肖像等をホームページで公開する場合は、同意を得て行う。
- ③ 著作権等に係る知的所有物をホームページ上に掲載する場合は、知的所有権者の許可を得て行う。また、必要に応じて知的所有権の所在を明記する。
- ④ 掲載物について会員より異議があった場合は、すみやかに修正や削除の対応を行う。

(ホームページ上に掲載する情報)

第6 ホームページ上に掲載する情報は、次に掲げるものとし、必要に応じて適宜見直しを行う。

- ① 自治会の紹介：自治会の沿革、所在地、会則、自治会組織、町内会組織、自治会事業計画・予算ほか
- ② 自治会の日常活動：自治会広報紙、定例役員会、行事・日程、自治会関連行事・トピックスほか
- ③ 自治会からのお知らせ：
- ④ その他：入会のご案内、助成団体・サークル紹介、自治会連合会、関連HPリンク ほか

(電子メールによる意見、要望等の受付)

第7 ホームページに関する意見、要望等の受付先として、自治会のEメールアドレスを公開する。

附 則

この要領は、平成26年9月6日から施行する。